

議案第9号

木津川市研究開発地区建築条例等の一部改正について

木津川市研究開発地区建築条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「建築基準法（昭和25年法律第201号）」及び「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」の一部が改正されたこと等により、用語及び引用条項ずれ等の整理を要する箇所が生じているため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市研究開発地区建築条例等の一部を改正する条例（案）

（木津川市研究開発地区建築条例の一部改正）

第1条 木津川市研究開発地区建築条例（平成19年木津川市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第48条第6項又は第10項」を「第48条第11項」に改める。

別表第2相楽リサーチパーク研究開発地区の欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

（木津川市特別工業地区建築条例の一部改正）

第2条 木津川市特別工業地区建築条例（平成19年木津川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第48条第5項及び第8項」を「第48条第5項及び第9項」に改める。

（木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年木津川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

「かき」を「垣」に、「さく」を「柵」に改める。

別表第2木津川台地区整備計画区域の部住宅地ゾーン（A）の項クの欄中「宅地地盤面より高さ60センチメートル」を「宅地地盤面から高さ60センチメートル」に改め、同部住宅地ゾーン（B）の項アの欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、同項クの欄中「宅地地盤面より高さ60センチメートル」を「宅地地盤面から高さ60センチメートル」に改め、同部住宅地ゾーン（C）の項アの欄中「教会、その他」を「教会その他」に改め、同部住宅地ゾーン（D）の項キの欄中「道路境界線より1メートル」を「道路境界線から1メートル」に、「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「宅地地盤面より高さ60センチメートル」を「宅地地盤面から高さ60センチメートル」に改め、同部近隣

センターゾーン（E）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同部近隣センターゾーン（F）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同部文化学術研究ゾーンの項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同表木津南地区整備計画区域の部一般住宅地ゾーンの項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部沿道型住宅地ゾーン（A）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部沿道型住宅地ゾーン（B）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部計画住宅地ゾーン（A）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部計画住宅地ゾーン（B）の項アの欄中「共同住宅（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法に関する建設省都市局長通達（昭和 51 年 4 月 1 日建設省都再発第 20 号）I—2—（2）—②による共同住宅とする。）」を「共同住宅」に改め、同項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部近隣センターゾーンの項才の欄中「面する側にあっては 1.5 メートル」を「面する側にあっては、1.5 メートル」に改め、同項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同部センターゾーンの項キの欄中「広告物は 1 事業所当たり 5 か所」を「広告物は、1 事業所当たり 5 か所」に、「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同部文化学術研究ゾーン（A）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同項クの欄中「距離は 3 メートル」を「距離は、3 メートル」に、「地区計画図に示す部分については 5 メートル」を「地区計画図に示す部分については、5 メートル」に、「1 項の規定は低層」を「第 1 項の規定は、低層」に改め、同部文化学術研究ゾーン（B）の項キの欄中「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同部地域交流施設ゾーンの項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同表木津中央地区整備

計画区域の部一般住宅地ゾーン（A）の項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部一般住宅地ゾーン（B）の項アの欄中「掲げるもの。」を「掲げるもの」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部一般住宅地ゾーン（C）の項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部一般住宅地ゾーン（D）の項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部沿道型住宅地ゾーン（A）の項キの欄中「駅前東線」を「木津駅前東線」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部沿道型住宅地ゾーン（B）の項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部共同住宅地ゾーンの項アの欄中「共同住宅（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法に関する建設省都市局長通達（昭和 51 年 4 月 1 日建設省都再発第 20 号）I-2-（2）-②による共同住宅とする。）」を「共同住宅」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部計画建設地ゾーン（A）の項アの欄中「別表第二（ち）項」を「別表第二（り）項」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部計画建設地ゾーン（B）の項アの欄中「別表第二（ち）項」を「別表第二（り）項」に改め、同項クの欄中「宅盤面より 60 センチメートル」を「宅盤面から 60 センチメートル」に改め、同部文化学術研究ゾーンの項クの欄中「1 項の規定」を「第 1 項の規定」に改め、同表相楽リサーチパーク地区整備計画区域の項キの欄中「道路境界線より 3 メートル」を「道路境界線から 3 メートル」に、「壁面より突出」を「壁面から突出」に改め、同表木津駅前地区整備計画区域の部中心商業ゾーンの項アの欄中「別表第 2（ち）項」を「別表第 2（り）項」に改め、同項クの欄を次のように改める。

計画図に示す宅地部分に垣又は柵を設置してはならない。

ただし、道路境界線から 1 メートル以上後退したものについてはこの限りでない。

別表第2木津駅前地区整備計画区域の部周辺業務ゾーンの項ウの欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項クの欄を次のように改める。

道路に面した宅地部分に垣又は柵を設置する場合は、壁面の位置の制限以上後退するものとする。

別表第2木津庁舎周辺地区整備計画区域の部A地区の項クの欄中「宅盤面より60センチメートル」を「宅盤面から60センチメートル」に改め、同部B地区の項クの欄中「宅盤面より60センチメートル」を「宅盤面から60センチメートル」に改め、同表綺田北部地区整備計画区域の部準工業地区の項アの欄中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に、「専修学校、その他」を「専修学校その他」に、「博物館、その他」を「博物館その他」に、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表国道沿道地区整備計画区域の部準工業地区の項アの欄中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に、「専修学校、その他」を「専修学校その他」に、「博物館、その他」を「博物館その他」に、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項オの欄を次のように改める。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離のうち、国道24号に面する部分の最低限度は、1.0mとする。

別表第2国道沿道地区整備計画区域の部準工業地区の項クの欄を次のように改める。

塀を設ける場合は、国道24号に面する側の道路境界線との距離を1.0m以上とし、道路との間には植栽を施すものとする。

透視可能なネットフェンス、生垣を設ける場合には、この限りでない。

(木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例の一部を改正する条例)

第4条 木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例（平成20年木津川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第9号）

木津川市研究開発地区建築条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

木津川市研究開発地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (建築物等の制限)	第1条～第3条 (略) (建築物等の制限)
第4条 研究開発地区内においては、法第48条第11項の規定による規制のほか、別表第2に掲げる研究開発地区的種別に応じ、同表に掲げる用途に供する建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に掲げる用途に変更してはならない。	第4条 研究開発地区内においては、法第48条第6項又は第10項の規定による規制のほか、別表第2に掲げる研究開発地区的種別に応じ、同表に掲げる用途に供する建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に掲げる用途に変更してはならない。
第5条～第8条 (略)	第5条～第8条 (略)
別表第1 (略)	別表第1 (略)
別表第2 (第4条関係)	別表第2 (第4条関係)

建築してはならない建築物			
(略)	相楽リサーチ パーク研究開 発地区	(略)	(略)

建築してはならない建築物			
(略)	相楽リサーチ パーク研究開 発地区	(略)	(略)

(略)	1~10 (略)	(略)	(略)	(略)	1~10 (略)	(略)	(略)
	11 老人ホ ーム、 <u>福祉</u> <u>ホーム</u> その 他これらに 類するもの (保育所は 除く。)				11 老人ホ ーム、 <u>身体</u> <u>障害者福祉</u> <u>ホーム</u> その 他これらに 類するもの (保育所は 除く。)		
	12~17 (略)				12~17 (略)		

木津川市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条・第2条 (略) (建築の制限の緩和)	第1条・第2条 (略) (建築の制限の緩和)
第3条 法第48条第5項及び第9項の規定にかかわらず、製茶業を営む工場で作業場の床面積の合計が400平方メートル以内で、かつ、使用する原動機の出力の合計が65キロワットを超えないものを建築することができる。	第3条 法第48条第5項及び第8項の規定にかかわらず、製茶業を営む工場で作業場の床面積の合計が400平方メートル以内で、かつ、使用する原動機の出力の合計が65キロワットを超えないものを建築することができる。
第4条～第8条 (略)	第4条～第8条 (略)

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第3条関係）

(新)

第1条～第9条 (略)

(垣又は柵の構造の制限)

第10条 道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ク欄に掲げるとおりとする。

第11条～第15条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

地 区 整 備 計 画 地 区 の 名 称 の	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
建築してはな らない建築物	(略)	建築物の建築 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度	(略)	建築物の壁面 の位置の制限	(略)	建築物の形態 又は意匠の制 限	垣又は柵の構 造の制限	

(旧)

第1条～第9条 (略)

(かき又はさくの構造の制限)

第10条 道路に面する宅地部分のかき又はさくの構造は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ク欄に掲げるとおりとする。

第11条～第15条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

地 区 整 備 計 画 地 区 の 名 称 の	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
建築してはな らない建築物	(略)	建築物の建築 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度	(略)	建築物の壁面 の位置の制限	(略)	建築物の形態 又は意匠の制 限	かき又はさく の構造の制限	

名称							名称								
木津川台地ゾーン(整備計画区域)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、 <u>宅地地盤面から高さ60センチメートル</u> 以下の腰積みを併設することを妨げない。	(1) ~ (3)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面する宅地部分のかき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。ただし、 <u>宅地地盤面より高さ60センチメートル</u> 以下の腰積みを併設することを妨げない。	(1) ~ (3)	(略)

住	次に掲げ る建築物とす る。	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。ただし、 し、 <u>宅地地盤</u> <u>面から高さ6</u> <u>0センチメー</u> <u>トル以下</u> の腰 積みを併設す ることを妨げ ない。	住 宅 地 ゾ ー ン (B)	次に掲げ る建築物とす る。 (1)～ (4) (略) (5) 老人ホ ーム、 <u>福祉ホ</u> ーム、 老人福 祉セン ター、 児童厚 生施 設、保 育所 (6)～	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次に掲げるも のとする。た だし、 <u>宅地地</u> <u>盤面より高さ</u> <u>60センチメ</u> <u>ートル以下</u> の 腰積みを併設 することを妨 げない。 (1)～ (3) (略)
---	----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--	---	---	-------------	-------------	-------------	-------------	--

	(1 1) (略)								(1 1) (略)					
住 宅 地 ゾ ー ン (C)	次に掲げ る建築物とす る。 (1) 神社、 寺院、 教会そ の他こ れらに 類する もの (2)～ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住 宅 地 ゾ ー ン (C)	次に掲げ る建築物とす る。 (1) 神社、 寺院、 教会そ の他こ れらに 類する もの (2)～ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住	(略)	(略)	(略)	(略)	(1・2)	道路に面		住	(略)	(略)	(略)	(略)	(1・2)	道路に面

宅 地 ゾ ー ン (D)	略	略	略	(略)	する宅地部分	宅	略	略	(略)	する宅地部分
)))	3 敷地内に	の垣又は柵の	地))	3 敷地内に	のかき又はさ
				設置する	構造は、次に	ゾ			設置する	くの構造は、
				ことがで	掲げるものと	ー			ことがで	次に掲げるも
				きる広告	する。ただ	ン			きる広告	のとする。た
				物は、木	し、 <u>宅地地盤</u>	(物は、木	だし、 <u>宅地地</u>
				津川市屋	<u>面から高さ6</u>	D			津川市屋	<u>盤面より高さ</u>
				外広告物	<u>0センチメー</u>)			外広告物	<u>60センチメ</u>
				施行規則	トル以下の腰				施行規則	ニトル以下の
				(平成1	積みを併設す				(平成1	腰積みを併設
				9年木津	ることを妨げ				9年木津	することを妨
				川市規則	ない。				川市規則	げない。
				第113	(1) ~				第113	(1) ~
				号) 第7	(3)				号) 第7	(3)
				条に定め	(略)				条に定め	(略)
				る基準に					る基準に	
				該当し、					該当し、	
				かつ、次					かつ、次	
				の条件を					の条件を	
				すべて満					すべて満	

たすもの
とする。

(1) ~

(3)

(略)

(4) 広告
塔、立看

板その他

これらに

類するも

のは道路

境界線か

ら1メー

トル以上

離すもの

とする。

(5) 建築

物の壁面

から突出

する広告

たすもの
とする。

(1) ~

(3)

(略)

(4) 広告
塔、立看

板その他

これらに

類するも

のは道路

境界線上

り1メー

トル以上

離すもの

とする。

(5) 建築

物の壁面

より突出

する広告

						物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建物 当たり1 か所に限 る。 (6) (略)						物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建物 当たり1 か所に限 る。 (6) (略)	
文 教 厚 生 ゾ ー ン (G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。 (1) ~ (3) (略)	文 教 厚 生 ゾ ー ン (G	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。 (1) ~ (3) (略)	

文 教 厚 生 ゾ ー ン (H)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。 (1) ~ (3) (略)	文 教 厚 生 ゾ ー ン (H)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の <u>かき</u> 又は <u>さ</u> くの構造は、 次に掲げるも のとする。 (1) ~ (3) (略)	
近 隣 セ ン タ ー ゾ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基	近 隣 セ ン タ ー ゾ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基		

一 ン (E)	準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の <u>壁面</u> から突出 する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)	一 ン (E)	準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の <u>壁面</u> より突出 する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)
-----------------------	---	-----------------------	---

近 隣 セ ン タ ー ゾ ー ン (F)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の <u>壁面</u> <u>から突出</u> する広告 物は、高	近 隣 セ ン タ ー ゾ ー ン (F)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の <u>壁面</u> <u>より突出</u> する広告 物は、高
--	-----	-----	-----	-----	-----	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	--

						さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)						さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)
文化 学 術 研 究 ゾ ー ン	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号のいすれ にも該当しな いものとす る。	文化 学 術 研 究 ゾ ー ン	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次の各号のい ずれにも該當 しないものと する。	(1) ~ (4) (略) (1) ~

木 津 一 般 南 住 地 区 整 備 計 画	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) (略)	(4) 建築 物の壁面 から突出 しないも の (5) (略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。ただし、 宅盤面か ら60センチ メートル以下 の腰積みを、	木 津 一 般 南 住 地 区 整 備 計 画	(略)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次に掲げるも のとする。た だし、宅盤面 より60セン チメートル以 下の腰積み									

区 域	垣又は柵を支 えるために併 設することを 妨げない。	区 域	を、かき又は さくを支える ために併設す ることを妨げ ない。
	(1) ~		(1) ~
	(3)		(3)
	(略)		(略)
	(4)		(4)
	道路境		道路境
	界線か ら50		界線か ら50
	センチ		センチ
	メート		メート
	ル以上		ル以上
	後退し		後退し
	た垣又		たかき
	は柵		又は柵
	で、周		くで、
	辺環境		周辺環

						と調和 した良 好な意 匠のも の								境と調 和した 良好な 意匠の もの
沿 道 型 住 宅 地 ゾ ー ン (A)	(略)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。ただし、 宅盤面か ら60センチ メートル以下 の腰積みを、 垣又は柵を支 えるために併 設することを 妨げない。	沿 道 型 住 宅 地 ゾ ー ン (A)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次に掲げるも のとする。た だし、宅盤面 より60セン チメートル以 下の腰積み を、かき又は さくを支える ために併設す ることを妨げ		

の												もの	
沿道型住宅地ゾーン(B)	(略)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ、次の条件をすべて満たすものとす(1)~(3)(略)(4)建築物の壁面から突出	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、宅盤面から60センチメートル以下に腰積みを、垣又は柵を支えるために併設することを妨げない。	沿道型住宅地ゾーン(B)	(略)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ、次の条件をすべて満たすものとす(1)~(3)(略)(4)建築物の壁面から突出	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、宅盤面から60センチメートル以下に腰積みを、垣又は柵を支えるために併設することを妨げない。

					する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建築 物当たり 1か所と する。	(4) 道路境 界線か ら50 センチ メート ル以上 後退し た垣又 は柵							する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建築 物当たり 1か所と する。	(4) 道路境 界線か ら50 センチ メート ル以上 後退し た垣又 は柵
計 画	(略)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に 設置すること)	道路に面 する宅地部分	計 画	(略)	(略)	(略)	(略)	(敷地内に 設置すること)	道路に面 する宅地部分	

一 ン (B)	宅			条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の壁面 から突出 する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建築 物当たり 1か所と	し、 <u>宅盤面か</u> <u>ら60センチ</u> <u>メートル以下</u> <u>の腰積みを、</u> <u>垣又は柵を支</u> <u>えるために併</u> <u>設することを</u> <u>妨げない。</u> <u>る特別</u> <u>(1) ~</u> <u>(3)</u> <u>(略)</u> <u>(4)</u> <u>道路境</u> <u>界線か</u> <u>ら50</u> <u>センチ</u> <u>メート</u> <u>ル以上</u> <u>後退し</u>	一 ン (B)	宅(大 都市地 域にお ける住 宅地等 の供給 の促進 に関す る建設 措置法 に関す る建設 省都市 局長通 達(昭 和51 年4月 1日建 設省都 再発第		条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の壁面 より突出 する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建築 物当たり 1か所と	だし、 <u>宅盤面</u> <u>より60セン</u> <u>チメートル以</u> <u>下の腰積み</u> <u>を、かき又は</u> <u>さくを支える</u> <u>ために併設す</u> <u>ることを妨げ</u> <u>ない。</u> (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の壁面 より突出 する広告 物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 で1建築 物当たり 1か所と
-----------------------	---	--	--	---	--	-----------------------	--	--	---	---

ン			し、都市 計画道路 東中央 線・木津 東西線・ 松谷線に 面する側 <u>にあって</u> は、1. 5メート ル以上と する。	かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の壁面 は、1. 5メート ル以上と する。物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)	ン		し、都市 計画道路 東中央 線・木津 東西線・ 松谷線に 面する側 <u>にあって</u> は、1. 5メート ル以上と する。物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)	かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3) (略) (4) 建築 物の壁面 は、1. 5メート ル以上と する。物は、高 さ10メ ートル以 下の部分 に限る。 (5) (略)									
セ	(略)	((略)	((略)	(敷地内に	(略)	セ	(略)	((略)	((略)	(敷地内に	(略)

略

)

略

)

略 設置すること
) ができる広告
物は、木津川
市屋外広告物
施行規則第7
条に定める基
準に該当し、
かつ、次の条
件をすべて満
たすものとす
る。
(1) •
(2)
(略)
(3) 建築
物の外壁
に設置す
る広告物
は、1事
業所當た

ンターゾーン

)

略

)

略 設置すること
) ができる広告
物は、木津川
市屋外広告物
施行規則第7
条に定める基
準に該当し、
かつ、次の条
件をすべて満
たすものとす
る。
(1) •
(2)
(略)
(3) 建築
物の外壁
に設置す
る広告物
は、1事
業所當た

り5か所
以内とな
ること。

(4) 建築
物の壁面
から突出
する広告
物は、高
さ10メ
ートル以
下の部分
に限る。

(5)
(略)

5か所以
内となる
こと。

(4) 建築
物の壁面
より突出
する広告
物は、高
さ10メ
ートル以
下の部分
に限る。

(5)
(略)

文化
学
術
研

(略) (略) (略) (略) (略) (敷地内に 1 門の前面
略 設置すること から敷地
)) ができる広告 境界線ま
物は、木津川 での距離
市屋外広告物 は、3メー

文化
学
術
研

(略) (略) (略) (略) (略) (敷地内に 1 門の前面
略 設置すること から敷地
)) ができる広告 境界線ま
物は、木津川 での距離
市屋外広告物 は3メー

施行規則第7
条に定める基
準に該当し、
かつ、次の条
件をすべて満
たすものとす
る。
(1) ~
(3)
(略)
(4) 建築
物の壁面
から突出
しないも
の
(5)
(略)

二トル以
上とす
る。ただ
し、地区
計画図に
示す部分
について
は、5メ
ートル以
上とす
る。

は、5メ

ートル以

上とす

る。

2 (略)

3 第1項の

規定は、

低層かつ

地域文化

の向上等

に資する

施設部分

で、特に

究
ゾ
ー
ン
(
A
)

)

施行規則第7
条に定める基
準に該当し、
かつ、次の条
件をすべて満
たすものとす
る。

(1) ~
(3)
(略)

メートル
以上とす
る。

は、5メ
ートル以
上とす
る。

メートル
以上とす
る。

2 (略)

3 第1項の規

定は低層

の

文化の向

(略)

上等に資

する施設

部分で、
特に市長

					市長が必要と認め る場合は適用しない。									が必要と 認める場 合は適用 しない。
文化 学 術 研 究 ソ ー ン (B)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3)	文化 学 術 研 究 ソ ー ン (B)	(略)	敷地内に 設置すること ができる広告 物は、木津川 市屋外広告物 施行規則第7 条に定める基 準に該当し、 かつ、次の条 件をすべて満 たすものとす る。 (1) ~ (3)						

地域交流施設ゾーン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、宅盤面から60センチメートル以下の腰積みを、垣又は柵を支	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面する宅地部分のかき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。ただし、宅盤面より60センチメートル以下の腰積みを、かき又は

えるために併
設することを
妨げない。

(1) ~

(3)

(略)

(4)

道路境

界線か

ら50

センチ

メート

ル以上

後退し

た垣又

は柵

で、周

辺環境

と調和

さくを支える
ために併設す
ることを妨げ
ない。

(1) ~

(3)

(略)

(4)

道路境

界線か

ら50

センチ

メート

ル以上

後退し

たかき

又はさ

くで、

周辺環

境と調

										和した 良好な 意匠の もの			
										した良 好な意 匠のも の			
木 津 一 般 中 住 中 央 宅 地 地 区 ソ 一 整 備 ン 計 画 区 域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。 ただし、 <u>宅盤面から6</u> <u>0センチメー</u> <u>トル以下</u> の腰 積みを、垣又 は柵を支える ために併設す ることを妨げ ない。	木 津 一 般 中 住 中 央 宅 地 地 区 ソ 一 整 備 ン 計 画 区 域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の <u>かき</u> 又は <u>さ</u> <u>く</u> の構造は、 次の各号に掲 げるものとす る。 ただし、 <u>宅盤面より6</u> <u>0センチメー</u> <u>トル以下</u> の腰 積みを、 <u>かき</u> 又は <u>さく</u> を支 えるために併 設することを

の												もの
一般	次に掲げ る建築物以外 の建築物とす る。	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。	一 般 住 宅 地 ソ ー ン (B)	次に掲げ る建築物以外 の建築物とす る。	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の <u>かき</u> 又は <u>さ</u> くの構造は、 次の各号に掲 げるものとす る。
地	1 法別表第 二 (い) 項に掲げ るもの				各号に掲げる ただし、 <u>宅盤面から6</u> <u>0センチメー</u>	地 ソ ー ン (B)	1 法別表第 二 (い) 項に掲げ るもの。					次の各号に掲 げるものとす る。
ソ	2 本ゾーン 内の農業 の用に供 する敷地 内の施設 で次の各 号に掲げ るもの				<u>トル以下</u> の腰 積みを、垣又 は柵を支える ために併設す ることを妨げ ない。	ソ ー ン (B)	2 本ゾーン 内の農業 の用に供 する敷地 内の施設 で次の各 号に掲げ るもの。					<u>宅盤面より6</u> <u>0センチメー</u> トル以下 積みを、 <u>かき</u> 又は <u>さく</u> を支 えるために併 設することを 妨げない。
ー	(1) ~ (5)				(1) ~ (3)	ー ン ()	(1) ~ (5)					(1) ~ (3)

(略)						(略)							(略)				
一	(略)	((略)	((略)	((略)	道路に面	一	(略)	((略)	((略)	((略)	道路に面

(略)
(4)
道路境
界線か
ら50
センチ
メート
ル以上
後退し
た垣又
は柵
で、周
辺環境
と調和
した良
好な意
匠のも
の

(略)
(4)
道路境
界線か
ら50
センチ
メート
ル以上
後退し
た垣又
は柵
で、周
辺環境
と調和
した良
好な意
匠のもの

般 住 宅 地 ゾ ー ン (C)	略)	略)	略)	する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。 ただし、 <u>宅盤面から6</u> <u>0センチメー</u> トル以下の腰 積みを、垣又 は柵を支える ために併設す ることを妨げ ない。 (1) ~ (3) (略) (4) 道路境	般 住 宅 地 ゾ ー ン (C)	略)	略)	略)	する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次の各号に掲 げるものとす る。 ただし、 <u>宅盤面より6</u> <u>0センチメー</u> トル以下の腰 積みを、かき 又はさくを支 えるために併 設することを 妨げない。 (1) ~ (3) (略) (4) 道路境
--	--------	--------	--------	--	--	--------	--------	--------	--

						界線か ら50 センチ メート ル以上 後退し た垣又 は柵 で、周 辺環境 と調和 した良 好な意 匠のも の						
一般 住 宅	(略) 略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の	一 般 住 宅	(略) 略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の <u>かき</u> 又は <u>さ</u> くの構造は、

地
ゾ
ー
ン
(
D
)

各号に掲げる
ものとする。
ただし、宅盤
面から60セ
ンチメートル
以下の腰積み
を、垣又は柵
を支えるため
に併設すること
とを妨げな
い。
(1) ~
(3)
(略)
(4)
道路境
界線か
ら50
センチ
メート

地
ゾ
ー
ン
(
D
)

次の各号に掲
げるものとす
る。ただし、
宅盤面より6
0センチメー
トル以下の腰
積みを、かき
又はさくを支
えるために併
設することを
妨げない。
(1) ~
(3)
(略)
(4)
道路境
界線か
ら50
センチ
メート

ル以上
後退し
た垣又
は柵
で、周
辺環境
と調和
した良
好な意
匠のも
の

ル以上
後退し
たかき
又はさ
くで
周辺環
境と調
和した
良好な
意匠の
もの

沿 道 型 住 宅 地 ゾ ー	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、規則第 7条に定める 基準に該当 し、かつ、次 の各号の条件	1 道路に面 する宅地 部分の垣 又は柵の 構造は、 次の各号 に掲げる ものとす	沿 道 型 住 宅 地 ゾ ー	(略) 略)	(敷地内に 設置すること ができる広告 物は、規則第 7条に定める 基準に該当 し、かつ、次 の各号の条件	1 道路に面 する宅地 部分のか き又はさ くの構造 は、次の 各号に掲 げるもの
--------------------------------------	---------------	-------------------	-------------------	--	--	--------------------------------------	---------------	--	--

ン	をすべて満たすものとす	る。	ン	をすべて満たすものとす	する。
(る。	ただ	(る。	ただ
A	(1) ~	し、 <u>宅盤</u>	A	(1) ~	し、 <u>宅盤</u>
)	(6)	<u>面から60センチ</u>)	(6)	<u>面より60センチ</u>
	(略)	<u>メートル</u>		(略)	<u>メートル</u>
	(7) 広告	以下の腰		(7) 広告	以下の腰
	物の設置	積みを、		物の設置	積みを、
	場所は、	<u>垣又は柵</u>		場所は、	<u>かき又は</u>
	都市計画	を支える		都市計画	<u>さくを支</u>
	道路東中	ために併		道路東中	えるため
	央線・木	設するこ		央線・駅	に併設す
	<u>津駅前東</u>	とを妨げ		<u>前東線・</u>	ることを
	線・天神	ない。		天神山	妨げな
	山線・大			線・大池	い。
	池線・公	(1) ~		線・公園	(1) ~
	園通り線	(3)		通り線に	(3)
	に面する	(略)		面する側	(略)
	側に限る	(4)		に限る	(4)
		<u>道路境</u>			<u>道路境</u>

						界線か ら50 センチ メート ル以上 後退し た垣又 は柵 で、周 辺環境 と調和 した良 好な意 匠のも の 2 (略)						界線か ら50 センチ メート ル以上 後退し たかき 又はさ くで、 周辺環 境と調 和した 良好な 意匠の もの 2 (略)
沿 道 型	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の	沿 道 型	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ

構造は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、

宅盤面から 6

0センチメー

トル以下の腰

積みを、垣又

は柵を支える

ために併設す

ることを妨げ

ない。

(1) ~

(3)

(略)

(4)

道路境

界線か

ら 5 0

住 宅 地 ゾ ー ン (B)

)

くの構造は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、

宅盤面より 6

0センチメー

トル以下の腰

積みを、かき

又はさくを支

えるために併

設することを

妨げない。

(1) ~

(3)

(略)

(4)

道路境

界線か

ら 5 0

センチ
メート
ル以上
後退し
た垣又
は柵
で、周
辺環境
と調和
した良
好な意
匠のも
の

センチ
メート
ル以上
後退し
たかき
又はさ
くで
周辺環
境と調
和した
良好な
意匠の
もの

共	次に掲げ る建築物以外 の建築物とす る。	(略)	((略))	(略)	((略))	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。	共 同 住 宅 地 ソ	次に掲げ る建築物以外 の建築物とす る。	(略)	((略))	(略)	((略))	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次の各号に掲 げるものとす
同 住 宅 地 ソ	1 共同住宅						1 共同住宅 (大都市)						

ただし、地域にお
宅盤面から6ける住宅
0センチメー地等の供
トル以下の腰給の促進
積みを、垣又に関する
は柵を支える特別措置
ために併設す法に関する
ることを妨げ建設省
ない。都市局長
通達(昭
(1) ~和51年
(3)4月1日
(略)建設省都
(4)再発第2
道路境0号) I
界線か-2-
ら50(2) -
センチ②による
メート共同住宅
ル以上とす

ー
ン

る。
ただし、
宅盤面より6
0センチメー
トル以下の腰
積みを、かき
又はさくを支
えるために併
設することを
妨げない。
(1) ~
(3)
(略)
(4)
道路境
界線か
ら50
センチ
メート
ル以上

2 (略)						後退し た垣又 は柵 で、周 辺環境 と調和 した良 好な意 匠のもの		る。)	2 (略)					後退し たかき 又はさ くで、 周辺環 境と調 和した 良好な 意匠の もの
計 画 建 設 地 ゾ ー ン (次に掲げ る建築物とす る。) (1) ~ (6) (略) (7) 風俗營 業等の	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。 ただし、 <u>宅盤面から6</u> <u>0センチメー</u>	計 画 建 設 地 ゾ ー ン (次に掲げ る建築物とす る。) (1) ~ (6) (略) (7) 風俗營 業等の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次の各号に掲 げるものとす る。 ただし、 <u>宅盤面より6</u>

A	規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業にかかるわる施設(ただし、法別表第二	トル以下の腰積みを、垣又は柵を支えるために併設することを妨げない。(1)~(3)(略)(4)道路境界線から50センチメートル以上後退し、た垣又は柵	A	規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業にかかるわる施設(ただし、法別表第二	トル以下の腰積みを、かき又はさくを支えるために併設することを妨げない。(1)~(3)(略)(4)道路境界線から50センチメートル以上後退し、たかき又はさく
---	---	---	---	---	---

ひ業務				は柵を支える		ひ業務					積みを、かき
の適正				ために併設す		の適正					又はさくを支
化等に				ることを妨げ		化等に					えるために併
関する				ない。		関する					設することを
法律				(1) ~		法律					妨げない。
(昭和				(3)		(昭和					(1) ~
23年				(略)		23年					(3)
法律第				(4)		法律第					(略)
122				道路境		122					(4)
号) 第				界線か		号) 第					道路境
2条に				ら50		2条に					界線か
該当す				センチ		該当す					ら50
る営業				メート		る営業					センチ
にかか				ル以上		にかか					メート
わる施				後退し		わる施					ル以上
設(た				た垣又		設(た					後退し
だし、				は柵		だし、					たかき
法別表				で、周		法別表					又はさく
第二				辺環境		第二					くで、
(り)						(ち)					周辺環

項第二 号及び 第三号 に掲げ るもの を除 く。)	と調和 した良 好な意 匠のも の	項第二 号及び 第三号 に掲げ るもの を除 く。)	境と調 和した 良好な 意匠の もの
(略)	(略)	(略)	(略)
文化 学 術 研 究 ゾ ー	(略)	(略)	1・2 (略) 3 <u>第1項の</u> 規定は低 層、か つ、地域 文化の向 上等に資

ン						する施設 部分で、 特に市長 が必要と 認める場 合は適用 しない。	ン						する施設 部分で、 特に市長 が必要と 認める場 合は適用 しない。
文 教 厚 生 ゾ ー ン	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。 (1) ~ (3) (略)	文 教 厚 生 ゾ ー ン	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次の 各号に掲げる ものとする。 (1) ~ (3) (略)
相	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 道路に面	相	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敷地内に 道路に面

地区 整備 計画 区域	(略)						ただし、道 路境界線から 1メートル以 上後退したも のについては この限りでな い。	地 区 整 備 計 画 区 域	(略)								
	(3)								(3)								
	建築基 準法別 表第2 (り) 項第3 号に掲 げる個 室付浴 場業に 係る公 衆浴場 その他 これに 類する もの								建築基 準法別 表第2 (ち) 項第3 号に掲 げる個 室付浴 場業に 係る公 衆浴場 その他 これに 類する もの								
周 辺	(略)	(建築物の	((略)	((略)	道路に面し た宅地部分に	周 辺	(略)	(建築物の	((略)	((略)	二
		略	各部分の地盤	略		略				略	略	各部分の地盤	略		略		

業務ゾーン	面からの高さ が15メートルを超える敷地における建築物の建蔽率の最高限度は、50パーセントとする。	<p><u>垣又は柵を設置する場合</u> <u>は、壁面の位置の制限以上後退するものとする。</u></p>						面からの高さ が15メートルを超える敷地における建築物の建ぺい率の最高限度は、50パーセントとする。		
木津地区	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面する宅地部分の <u>垣又は柵</u> の構造は、次に掲げるものとする。ただし、 <u>宅盤面から</u> 60センチメートル以下 の腰積みを、	木津地区	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面する宅地部分の <u>かき又はさく</u> の構造は、次に掲げるものとする。ただし、 <u>宅盤面より</u> 60センチメートル以下の腰積みを、

垣又は柵を支
えるために併
設することを
妨げない。ま
た、門につい
ては、この限
りでない。

(1)

(略)

(2)

透視可
能な柵

(3)

道路境
界線か
ら 50
センチ
メート

備 計 画 区 域

を、かき又は
さくを支える
ために併設す
ることを妨げ
ない。また、
門について
は、この限り
でない。

(1)

(略)

(2)

透視可
能なさ

く

(3)
道路境
界線か
ら 50
センチ
メート

ル以上
後退し
た垣又
は柵
で、周
辺環境
と調和
した良
好な意
匠のも
の

ル以上
後退し
たかき
又はさ
くで
周辺環
境と調
和した
良好な
意匠の
もの

道路に面
する宅地部分
の垣又は柵の
構造は、次に
掲げるものと
する。ただし、
宅盤面から
60センチ

道路に面
する宅地部分
のかき又はさ
くの構造は、
次に掲げるも
のとする。た
だし、宅盤面
より60セン

B 地 区	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面 する宅地部分 の垣又は柵の 構造は、次に 掲げるものと する。ただし、 宅盤面から 60センチ	B 地 区	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	(略) 略)	道路に面 する宅地部分 のかき又はさ くの構造は、 次に掲げるも のとする。た だし、宅盤面 より60セン
-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---	-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--

メートル以下
の腰積みを、
垣又は柵を支
えるために併
設することを
妨げない。ま
た、門につい
ては、この限
りでない。

(1)

(略)

(2)

透視可
能な柵

(3)

道路境
界線か

ら 50

チメートル以
下の腰積み
を、かき又は
さくを支える
ために併設す
ることを妨げ
ない。また、
門について
は、この限り
でない。

(1)

(略)

(2)

透視可
能なさ
く

(3)

道路境
界線か

ら 50

らに類
するも
の

(5)

図書
館、博
物館そ

の他こ

れらに
類する
もの

(6)

老人ホ
ーム、
福祉ホ
ームそ

の他こ

れらに
類する
もの

れらに
類する
もの

(5)

図書
館、博
物館、

その他

これら
に類す
るもの

(6)

老人ホ
ーム、
身体障
害者福
祉ホー

ムそ

他これ
らに類

区 整 備 計 画 区 域	(る)		24号に面す		上とし、道路	区	(ぬ)				
	項に掲		る部分の最低		との間には植	整	項に掲				
	げる建		限度は、1.		栽を施すもの	備	げる建				
	築物		0mとする。		とする。	計	築物				
	(2)				透視可能な	画	(2)				
	(3)				ネットフェン	区	(3)				
	(略)				ス、生垣を設	域	(略)				
	(4)				ける場合に		(4)				
	専修学				は、この限り		専修学				
	校その				でない。		校、そ				
他これ							の他こ				
らに類							れらに				
するも							類する				
の							もの				
(5)							(5)				
図書							図書				
館、博							館、博				
物館そ							物館、				
の他こ							その他				
れらに							これら				

類する もの (6) 老人本 一ム、 福祉本 一ムそ の他こ れらに 類する もの	に類す るもの (6) 老人本 一ム、 身体障 害者福 祉本一 ムその 他これ らに類 するも の
(7) ~ (1 0) (略)	(7) ~ (1 0) (略)
(略)	(略)

))))		
(略	((略)	((略)	((略)	(略)	(略)
)	略)	略)	略)	略)

)))))
(略	((略)	((略)	((略)	(略)	(略)
)	略)))	略)	略)

木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第4条関係）

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この条例において「特定大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗であり、かつ、 <u>法別表第2 (か)</u> 項に掲げるものをいう。	2 この条例において「特定大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗であり、かつ、 <u>法別表第2 (わ)</u> 項に掲げるものをいう。
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第9号 木津川市研究開発地区建築条例等の一部改正について	
担当課	都市計画課 都市計画係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正されたこと等により、用語及び引用条項ずれ等の整理を要する箇所が生じているため、所要の改正を行うものです。また、公用文としての文言修正も行います。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴う用語及び引用条項ずれの整理を要する箇所が生じていることが判明 ・木津川市都市計画審議会（令和元年8月5日）において当該整理について協議 ・関係機関（京都府都市計画課、文化学術研究都市推進課及び山城南土木事務所）との協議を実施 ・都市計画変更案に係る説明会、図書の縦覧 ・木津川市都市計画審議会（令和元年1月20日）において都市計画変更案の議決を受け、条例案を決定 	
市民参加の状況	<p>■有 □無</p> <p>条例改正案の基となる都市計画変更案について</p> <p>【特別用途地区の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく縦覧・意見申出 (令和元年12月13日から12月27日まで) <p>【地区計画の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津川市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成19年木津川市条例第167号）に基づく縦覧・意見申出 (令和元年11月14日から11月28日まで) ・都市計画法に基づく縦覧・意見申出 (令和元年12月13日から12月27日まで) 	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	① 都市環境 ア. 計画的な土地利用
概算事業費 (単位:千円)	<p><input type="checkbox"/>単年度(年度)</p> <p><input type="checkbox"/>複数年度(年度)</p>	
将来にわたる効果及び 経費の状況	関係法令との整合を図ることで、より明確に行政指導が行えるようになります。	